

大分県報

令和六年
号外（六七）
十月十五日

（火曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	一
衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	二
最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式	二
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	三
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	四
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任	四
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	五
衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことの決定	五
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	五
衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時	五
衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	六
衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定	六
衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができ	六

令和六年十月十五日

る実費弁償の最高額等……………六
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者の選任……………七
最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時……………七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………七
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………七
衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び放送回数……………七
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………七

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和六年執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票



- 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選挙管理
委員会
大分県

氏名

大分県報号外（選管委告示）

候補者

備考

- 一 用紙はあさぎ色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「しよーせんきょく」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和六年執行
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○注 意
政治その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

他の名称
その他の政治団体名称
党政治名称

選挙管理
委員
之
印

備考

- 一 用紙はピンク色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「ひれい」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第二十六回最高裁判所裁判官
国民審査投票

○注 意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
- 二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

選挙管理
委員
之
印

×を書く欄
裁判官の氏名

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。

第二十六回最高裁判所裁判官
国民審査投票票

点字投票

選挙
管理
委員
会之
印
大分
県選
管委
員会

○ 注意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

令和六年十月十五日

備考

- 一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 表示する選挙の種類は、「こくみんしんさ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 候補者用

選挙 番号	選挙 区番 番	選挙 区番 番	選挙 区番 番	選挙 区番 番
50	50	50	50	50
第 院 補	第 院 補	第 院 補	第 院 補	第 院 補
大	大	大	大	大

大分県報号外(選挙委告示)

議 候 第
衆

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。
二 候補者届出政党用

第 50 回 第 衆
議 選 区 選 議
政 用 ポ 選 区 出 政
第 党 区 分 党 党
大 分 県 選 管

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選 一 号

第 50 回 第 衆
議 選 区 選 議
政 用 ポ 選 区 出 政
第 党 区 分 党 党
大 分 県 選 管

備考

一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区	区分	住所	氏名
大分県第一区	選挙長	日田市	一木俊廣
	選挙長職務代理者	大分市	朝久野理
大分県第二区	選挙長	大分市	阿部良秀
	選挙長職務代理者	大分市	朝久野理
大分県第三区	選挙長	大分市	角山光邦
	選挙長職務代理者	大分市	朝久野理

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会会長及び

大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
-----	-----	-----

大 分 県 選 挙 分 会 長	別府市	秦 喜美恵
-----------------	-----	-------

大分県選挙分会長職務代理者	大分市	朝久野 理
---------------	-----	-------

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

十月十五日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

十月十六日以後

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

十月十五日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

十月十六日以後

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第四十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県第一区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日九時三十分

大分県第二区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日十時

大分県第三区

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月三十日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

令和六年十月十五日

大分県報号外(選管委告示)

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
 二 日時 令和六年十月三十日十一時

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

一 場所 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
 大分市大手町三丁目一番一号

二 日時 令和六年十月十五日十八時
 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票区を設けるものとする。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

市町村名	開票区名	<p>大分市 大分市第一開票区</p> <p>金池第一投票区、金池第二投票区、金池第三投票区、長浜投票区、荷揚投票区、中島第一投票区、中島第二投票区、中島第三投票区、春日第一投票区、春日第二投票区、春日第三投票区、王子投票区、八幡第一投票区、八幡第二投票区、大道第一投票区、大道第二投票区、大道第三投票区、南大分第一投票区、南大分第二投票区、南大分第三投票区、南大分第四投票区、南大分第五投票区、南大分第六投票区、滝尾第一投票区、滝尾第二投票区、下郡投票区、津留第一投票区、津留第二投票区、東大分投票区、日吉投票区、日岡投票区、桃園投票区、原川投票区、明野北第一投票区、明野北第二投票区、明野南投票区、明野東投票区、鶴崎投票区、小中島投票区、乙津投票区、別保第一投票区、別保第二投票区、三佐投票区、家島投票区、明治投票区、明治北投票区、横尾投票区、高田投票区、松岡投票区、川添投票区、種具投票区、広内投票区、判田第一投票区、判田第二投票区、百木投票区、上戸次投票区、戸次投票区、下戸次投票区、吉野投票区、竹中投票区、河原内投票区、伊与床投票区、鴛</p>
大分市第二開票区	<p>小浜投票区、本町投票区、田中投票区、白木浜投票区、古宮投票区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、馬場投票区、一尺屋投票区、野津原第一投票区、野津原第二投票区、野津原第三投票区、野津原第四投票区、野津原第五投票区、野津原第六投票区、野津原第七投票区、野津原第八投票区</p>	

大分県選挙管理委員会告示第四十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - 3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - 4 宿泊料 （食事料二食分を含む。）一夜につき一万二千元
 - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元
 - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額
 - 1 基本日額 一万円
 - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1から3までに掲げる額
 - 2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給す

ることができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
- 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元
- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
大 分 県 審 査 分 会 長	大分市	今 井 陸
大分県審査分会長職務代理者	大分市	朝 久 野 理

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和六年十月十六日十時

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 場所 大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 令和六年十月十六日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第五十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる放送回数、次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

届出候補者の数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人	大分朝日放送株式会社 株式会社テレビ大分	一 一
三人	大分朝日放送株式会社 株式会社大分放送 株式会社テレビ大分	一 一 一

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

大分県報号外(選管委告示)

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

一 場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時

令和六年十月十五日十七時三十分

大分県報号外（選管委告示）